

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年4月29日～2021年5月12日)

令和3年(2021年)5月14日

H E A D L I N E S

<p>政治</p> <p>欧州復興基金の批准法案の下院可決 新型コロナウイルス感染症に関する国内制限措置緩和の前倒 最高監査院による大統領選挙の郵便投票をめぐる報告書の発表 ラウ外相の「V4+東方パートナーシップ」外相会合への出席 モラヴィエツキ首相とシモニーテ・リトアニア首相との会談 ポーランド、バルト三国及びウクライナ大統領による5月3日憲法230周年記念共同宣言の発出 ドウダ大統領とカリユライド・エストニア大統領との会談 茂木大臣によるドウダ大統領表敬 茂木大臣とラウ外相との会談 ヤブウォンスキ外務次官、EU軍創設に反対 茂木大臣の第7回「V4+日本」外相会合への出席 ラウ外相とクルハーネク・チェコ外相との会談 モラヴィエツキ首相の欧州理事会非公式会合への出席 欧州人権裁判の憲法法廷に対する判決 ラウ外相のEU外務理事会への出席 ドウダ大統領のブカレスト・ナイン(B9)首脳会合への出席 ルーマニアにおける「Swift Response」演習 ブワシュチャク国防相、ルーマニア軍との共同訓練を視察 ポーランド及びドイツ間のNATO空域警戒任務における技術協定の締結</p>	<p>お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fx 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p> <p>お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>
<p>治安等</p> <p>政府機関に対して爆発物を設置したとのメールが送付 ウツキエ県で不発弾が発見 アルカイダが西欧諸国の警察官を狙ったテロを計画しているとの報道</p>	
<p>経済</p> <p>ドウダ大統領、年金受給要件の見直しに言及 新たな社会経済プログラム「ニューディール」の発表時期に関する報道 4月の購買担当者景気指数(PMI) EUへの信頼度に関する調査結果 欧州委による経済見通し V4諸国高速鉄道関連動向 ポーランドの道路状況 労働許可等発行手続き遅延の可能性 ポーランド鉄道車両関連動向 中国からの投資に関する外務省見解 太陽光発電関連動向 PKN Orlen による水素開発関連動向 電気料金の高騰の見込み</p>	

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

欧州でのテロ等に対する注意喚起

「たびレジ」への登録のお願い

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

マイナンバーカード取得のお願い

年金受給者の現況届提出について

百歳以上の長寿者調査(ご協力のお願い)

大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ)

文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政 治**内 政****欧州復興基金の批准法案の下院可決【5月4日】**

3日、ミュレル政府報道官は、欧州復興基金の前提となる「国家復興計画」を内閣が4月30日に採択し、同計画の欧州委員会への提出手続きを5月3日に完了したと発表した。

4日、下院は、欧州復興基金の創設を可能とする、EUの独自財源制度に関するEU決定を批准する法案について投票を行い、賛成290票、反対33票、棄権133票で可決した。与党では、連立与党「連帯ポーランド」の所属議員をはじめ20名が反対票を投じ、最大野党「市民連立」(KO)はほぼ全員が投票を棄権した。野党「左派」(Lewica)及び農民党は賛成票、「同盟」(Konfederacja)は反対票を投じ、投票態度が分かれる結果となった。今後、同法案は上院に送付され、審議・投票されることとなる。

新型コロナウイルス感染症に関する国内制限措置緩和の前倒し【5月12日】

12日、モラヴィエツキ首相及びニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、5月1日から実施されている段階的な国内制限措置緩和を前倒しで修正すると発表した。これにより、映画館及び劇場の再開

は5月21日、フィットネス・クラブ、ジム、プール等の再開は5月28日に前倒しとなる。また、ニエジェルスキ保健大臣は、16歳及び17歳のワクチン接種登録を5月17日に開始すると発表した。

最高監査院による大統領選挙の郵便投票をめぐる報告書の発表【5月13日】

13日、最高監査院(NIK)は、昨年5月10日に実施が目指された郵便投票による大統領選挙について、同年4月16日から5月9日における選挙準備の主体は国家選挙委員会(PKW)のみであり、モラヴィエツキ首相によるポーランド郵便等に対する郵便投票の準備指令は法的根拠を欠いていたとする報告書を発表した。最高監査院は、今後ポーランド郵便幹部等の訴追可能性につき検察当局に通告し、また、国有財産省、内務・行政省及び首相府の代表についても通告を排除しないとしている。政府広報局は、同報告書を受け、大統領選挙の郵便投票に向けた技術的準備の開始に関する全ての決定は法律に従って行われており、首相及び首相府長官はポーランド憲法を遵守しているとの声明を発表した。

外交・安全保障**ラウ外相の「V4+東方パートナーシップ」外相会合への出席【4月29日】**

4月29日、ラウ外相は、V4議長国として「V4+東方パートナーシップ(EaP:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ウクライナの6カ国)」外相会合に出席し、欧州近隣政策や安全保障、本年10月にブリュッセルで実施されるEaP首脳会合に向けた準備について議論した。同会合には、ヴァールハイ欧州委員(EU近隣・拡大担当)も出席した。ラウ外相は、EaPは、常にポーランドの東方

政策の柱の一つであり、東欧の安定化と経済発展の促進のために、EaPをEUのプライオリティとすることは重要であると強調した。また、同外相は、EaP諸国の民主化と近代化を進めながら、可能な限り緊密にEUに統合していくことが、長期的かつ戦略的な関心事であると述べ、この目標は、ロシアが同地域でより攻撃的な政策をとっているという状況の中で、特に重要な意味を持っていると強調した。

モラヴィエツキ首相とシモニーテ・リトアニア首相との

会談【5月2日】

5月2日、モラヴィエツキ首相は、ポーランドを訪問したシモニーテ・リトアニア首相と会談し、ベラルーシ及びウクライナ情勢について議論した。両首相は、民主主義と自由のために闘うウクライナとベラルーシに対する両国の支援を表明した。モラヴィエツキ首相は、記者会見において、両国の協力関係は良好であると述べ、両国の歴史に根ざした協力関係は、地域の安定と両国の繁栄を維持するための絶対的な鍵であると述べた。シモニーテ首相は、両国は、脅威に対する共通認識と防衛強化の必要性で結ばれていると強調した。また、同首相は、5月3日に制定された歴史的な憲法から230周年を迎えることは、両国だけでなく欧州全体にとっても重要な出来事であると述べ、今日、ポーランドとリトアニアの両国はEUに加盟しており、EUの中で共に未来を築いていると述べた。

ポーランド、バルト三国及びウクライナ大統領による5月3日憲法230周年記念共同宣言の発出【5月3日】

5月3日、ドゥダ大統領は、5月3日憲法230周年記念のためにワルシャワを訪問した、カリュライド・エストニア大統領、ナウセーダ・リトアニア大統領、レヴィッツ・ラトビア大統領、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と共に共同宣言を発出した。大統領らは、欧州で初めて、また、世界でも2番目に採択された近代的な基本法である同憲法が1791年に採択されたことは歴史的に重要な意味を持っていると強調した。また、大統領らは、欧州は、自由、主権、領土保全、民主主義、法の支配、平等、連帯といった基本的な価値と原則の基盤の上に構築されるべきであると確信していると述べ、統一された欧州は、これらの価値観を共有するすべての国や地域に開かれたものでなければならないと指摘した。さらに、大統領らは、共通の安全保障に対する現在の脅威に直面している中での国家間の連帯は、平和と安定、発展や繁栄の礎の一つであると強調した。

ドゥダ大統領とカリュライド・エストニア大統領との会談【5月4日】

5月4日、ドゥダ大統領は、ワルシャワを訪問したカリュライド・エストニア大統領と会談し、軍事・エネルギー安全保障、ウクライナ及びベラルーシ情勢、グリーン・エネルギー、経済協力について協議した。ドゥダ大統領は、同会談において、ウクライナ及び欧州における安全保障と、ポーランドの活動家がルカシェンコ政権から迫害を受けているベラルーシの状況に焦点を当てたと述べた。また、同大統領は、ポーランドとエストニアの電力システムがいまだに化石燃料に基づいていることから、公正なエネルギー移行の原則を守ることが両国にとって重要であると

述べた。

カリュライド大統領は、ポーランドはエストニアの戦略的パートナーであり、地域の安全保障、ロシアや大西洋間の協力に関する問題について共通の認識を持っていると述べた。また、同大統領は、ラトビアを含むバルト海地域におけるNATO政策へのポーランドの貢献を高く評価した。さらに、同大統領は、イノベーション、新技術、デジタル化の分野でもポーランドと協力できると述べた。

5日、カリュライド大統領は、モラヴィエツキ首相とも会談し、二国間関係、安全保障について議論した。

茂木大臣によるドゥダ大統領表敬【5月6日】

5月6日、ポーランドを訪問中の茂木大臣は、ドゥダ大統領を表敬した。ドゥダ大統領は、茂木大臣の訪問を歓迎するとともに、2019年の国交樹立100周年の際の秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御訪問等を通じて日本には特別な思い入れがあると述べた。

茂木大臣は、中・東欧の大国でありEU内での存在感を高めているポーランドを重視しており、共に自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を推進していきたい旨述べ、双方はエネルギー分野を含む経済関係や気候変動対策を含め幅広い分野で協力を発展させていくことで一致した。また、ドゥダ大統領は、ポーランドが主導する三海域イニシアティブ(3SI)について、日本の積極的な関与を期待すると述べた。

茂木大臣は、「インド太平洋における協力のためのEU戦略」を、EUのインド太平洋への関与の強い意思として歓迎する旨述べた。ドゥダ大統領からは、「自由で開かれたインド太平洋」を強く支持する旨述べ、双方は、連携を強化していくことで一致した。また、中国についても意見交換を行い、双方は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していくことの重要性について一致した。

茂木大臣とラウ外相との会談【5月6日】

5月6日、ワルシャワを訪問した茂木大臣は、ラウ外相と会談した。両外相は、コロナ禍においてもハイレベルの活発な対話が進んでいることを歓迎するとともに、世界的な脱炭素化の流れの中で、経済政策と気候変動対策の両立を進める両国間の協力を継続していくことで一致した。

茂木大臣は、ポーランドが推進する三海域イニシアティブ(3SI)を日・EU連結性協力の推進や欧州の結束に資する有意義な取組と評価した。ラウ外相は、米国の支持も得ている3SIへの日本の積極的な関与を期待したい旨述べた。また、両外相は、西バルカン諸国のEU加盟に向けた支援の重要性を共有し、連携していくことで一致した。

茂木大臣から、「自由で開かれたインド太平洋」に

向け、EUの中で存在感を高めているポーランドとの連携を推進していく旨述べたのに対し、ラウ外相からも強い支持が表明された。両外相は、インド太平洋地域の平和と安定、自由貿易や航行の自由を推進していくことが欧州を含む国際社会全体にとって重要であるとの認識を共有し、連携をしていくことで一致した。また、両外相は、東アジア情勢についても意見交換を行い、茂木大臣から海警法を含む東シナ海・南シナ海における力による一方的な現状変更の試みの継続・強化に対する深刻な懸念を表明した。

会談後、両外相は2021～2025年の日・ポーランド戦略的パートナーシップに関する行動計画に署名した。

ヤブウォンスキ外務次官、EU軍創設に反対【5月6日】

ドイツやフランスを含む、EU諸国14か国は、国際的な危機の初期段階で介入できる統合軍事即応部隊の創設を提案している。同諸国によると、EUは5,000名の兵士と水上部隊及び航空機を有する旅団を創設し、緊急支援を必要とする民主的な外国政府を支援すべきであるとしている。これに対して、ヤブウォンスキ外務次官は、「欧州の強力な防衛力は、主にNATO構成国の強力な軍隊に依存している。EU軍の創設は、加盟国の軍隊を弱体化させることになる。」としている。

茂木大臣の第7回「V4+日本」外相会合への出席【5月7日】

5月7日、ポーランドを訪問中の茂木大臣は、第7回「V4+日本」外相会合に出席した。同会合には、V4議長国であるポーランドのラウ外相、シーヤールト・ハンガリー外務貿易大臣、コルチョク・スロバキア外務・欧州問題大臣、クルハーネク・チェコ外務大臣が出席した。

冒頭、ラウ外相は、V4発足30周年の記念すべき年に、「V4+日本」外相会合を開催できることは喜ばしく、「V4+日本」協力を一層推進していきたい旨述べた。茂木大臣は、国際社会がコロナ禍の下で、保護主義、力による一方的な現状変更の試み等の挑戦に直面する中、EUで存在感を増すV4との協力を重視している旨述べた。

外相らは、最近の主要な「V4+日本」協力の成果を確認し、協力の継続と強化につき一致した。特に西バルカン支援については、新たな協力案件の形成に向け、西バルカン諸国所在の各国公館の間で意思疎通を図っていくことで一致した。

外相らは、持続可能な連結性、質の高いインフラ、地球規模課題を中心に、日EU協力を進めていくことで一致した。V4側から、ポーランドの主導する三海域イニシアティブ(3SI)に対する日本の協力への期待が表明された。茂木大臣は、「自由で開かれたイ

ンド太平洋」に向け、EUにおける「共同コミュニケーション」策定へのV4の積極的な貢献に期待する旨述べた。また、外相らは、中国及び北朝鮮を含む東アジア情勢についても議論した。

ラウ外相とクルハーネク・チェコ外相との会談【5月7日】

5月7日、ラウ外相は、「V4+日本」外相会合に出席するためワルシャワを訪問したクルハーネク・チェコ外相と会談した。ラウ外相は、両国要人の頻繁な接触は、ポーランドとチェコの建設的な二国間関係を確認するだけでなく、両国による地域的・国際的レベルでの協力の有効性も示していると強調し、チェコに隣接するポーランドのトゥルフ炭鉱の問題を含む二国間関係における困難な問題についても、親密なパートナーである隣国として建設的な対話が可能であると述べた。

ラウ外相は、2014年のチェコにおける弾薬庫爆破事件にロシア情報機関が関与していたとされる事案について、チェコに対する全面的な連帯を改めて表明した。両外相は、主権国家とその市民の安全を脅かし、国際法の違反となるすべての行動に対する非難を表明し、EU及びNATOにおいて、両国のレジリエンスを強化するためのさらなる行動が必要であることについて一致した。両外相は、V4議長国であるポーランドの下での二国間のさらなる緊密な協力関係の見通しについても協議した。

モラヴィエツキ首相の欧州理事会非公式会合への出席【5月7日及び8日】

5月7日及び8日、モラヴィエツキ首相は、ポルトガルのポルトで開催された欧州理事会非公式会合に出席し、EUの社会政策や欧州委員会が3月に発表した「欧州社会権の柱」の実現に向けた行動計画の実施に向けて協議した。モラヴィエツキ首相は、「欧州社会権の柱」の実施に向けた取組みに対する支持を表明するとともに、社会・雇用政策は主に加盟国によって実施されており、EUは行動計画の実施に際しては、それが加盟国に与える影響に特に注意を払い、個々のイニシアティブの実施に適切な財政支援を行うべきであると強調した。

EU首脳は、新型コロナワクチンについても協議し、モラヴィエツキ首相は、ワクチンの特許を放棄し、EUにおける安全なワクチンの製造を強化することを強く支持すると述べた。同首相は、欧州とEUに十分な生産能力を持つ企業が、実際にそのキャパシティを活用できるようにするべきであると強調した。また、同首相は、パンデミックにおいて安全な旅行を促進するために、無差別で透明性の担保されたデジタルグリーン証明書に関する規制案の作成について支持を表明した。

会合の2日目には、EU首脳は、オンラインで同会合に参加したインドのモディ首相とインド太平洋地域の状況について議論した。モラヴィエツキ首相は、インド太平洋における戦略は、特に新技術、貿易、戦略インフラ・プロジェクトの分野におけるスタンダードの策定に貢献すべきであると強調した。また、同首相は、連結性の向上という観点から、持続可能で透明性が高く有益な開発プロジェクトを構築する目的を果たすプラットフォームの例として三海域イニシアティブについて説明した。

欧州人権裁判の憲法法廷に対する判決【5月7日】

5月7日、欧州人権裁判所(ECHR)は、2015年に任命された3名の裁判官を含むポーランドの憲法法廷の構成について、欧州人権条約第6条によって保障された公平な裁判を受ける権利を侵害すると判示した。憲法法廷の裁判官については、2015年にドゥダ大統領が大統領就任後、既に前政権が選出していた3名の裁判官を任命せず、新たに別の裁判官3名を任命したことが問題となっていた。同判決は、国際的な司法機関による憲法法廷に対する初めての批判的な判決となった。同判決に対して、プシュエンブスカ憲法法廷長官は、ECHRの判決は法的根拠を欠くものであり、ポーランドの法秩序に影響を及ぼさないと述べた。

ラウ外相のEU外務理事会への出席【5月10日】

5月10日、ラウ外相は、ブリュッセルで実施されたEU外務理事会に出席し、トランス・アトランティック関係、西バルカン地域へのEUの関与、ベラルーシ情勢、対ロシア政策について議論した。また、同会合では、ケリー米大統領特使(気候変動問題担当)との議論も行なわれた。

ラウ外相は、ベラルーシでは社会に対する抑圧が続いており、EUからの適切な対応が求められていると述べ、欧州委員会が民主的なベラルーシのための経済支援計画を提示することがベラルーシの市民社会の願望に対する支援になると強調した。また、西バルカン諸国に関する議論において、ラウ外相は、EUの政策の最優先目標は西バルカン諸国のEU加盟であるべきであると強調し、同地域におけるEUとその加盟国の政治的コミットメントを強化する必要性を指摘した。

また、ラウ外相は、気候変動、多国間主義、民主主義の促進などの問題を含め、EUとバイデン政権が緊密に協力していることや東欧の安全保障問題に米国が強く関与していることについて満足感を示した。また、ケリー特使との会談では、同外相は、ポーランドは現在、欧州における主要な水素生産国のひとつであることを指摘し、同分野での米国との協力は、三海域イニシアティブ構想の一環としても、大きなチャンスがあると考えていると強調した。

ドゥダ大統領のブカレスト・ナイン(B9)首脳会合への出席【5月10日】

5月10日、ドゥダ大統領は、ルーマニアのブカレストで開催されたブカレスト・ナイン(B9:V4、バルト三国、ルーマニア、ブルガリアのNATO東方9か国)首脳会合に出席した。同会合には、バイデン米大統領とスルテンベルグNATO事務総長がバーチャル形式で出席した。

首脳らは、現在の欧州が直面する脅威と課題に対して、NATOが欧州一大西洋間における平和と安定の礎石であることを確認した。ドゥダ大統領は、B9諸国の大統領が行ったすべてのスピーチには、ロシアに対する脅威についての認識についての言及があったと指摘し、B9諸国の団結の声が聞かれたことを嬉しく思うと述べた。また、同大統領は、NATOの拡大政策についても支持を表明した。

ヨハニス・ルーマニア大統領は、ロシアの東欧への関与を指摘し、同地域におけるロシアの不安定な活動は懸念材料であり、不安感を強めていると強調し、NATOの東側で、抑止力と防衛活動を強化し続けなければならないと述べた。また、同大統領は、東方パートナーシップ諸国に対するNATOの支援を拡大するよう求めた。

ルーマニアにおける「Swift Response」演習【5月10日】

10日、ポーランド軍第6空挺旅団所属の500名が「Swift Response」演習の一環としてルーマニアのボボック空港に到着した。同演習は、「Defender Europe 21」演習の一部であり、1年前から準備が進められていた。訓練のシナリオはハイブリッド紛争の脅威を反映したものとなっている。同ポーランド軍部隊は、5月14日にポーランドに帰還する。

プワシュチャク国防相、ルーマニア軍との共同訓練を視察【5月11日】

11日、プワシュチャク国防相はルーマニアのスマールダン戦闘訓練センターを訪問し、「Justice Sword 21」演習に参加しているポーランド軍兵士をドゥダ大統領ポーランド及びヨハニス・ルーマニア大統領とともに視察した。同国防相は、同演習について、兵士の即戦力を試すものであると総括し、両国の共同軍事演習は、両国の安全を確保するだけでなく、NATO東方及び南方の安全も確保することであると述べた。

ポーランド及びドイツ間のNATO空域警戒任務における技術協定の締結【5月12日】

12日、ポーランド及びドイツ国防相の名代として、ピオトロフスキ・ポーランド軍作戦司令官とハーバーザー・ドイツ連邦共和国航空作戦センター司令官が、

NATO空域警戒任務における国境をまたぐ活動での協力に関する技術協定を締結した。同協定は、NATO INAMDS (NATO Integrated Air and Missile Defence) の下で戦闘任務についている部隊と資源

が、ポーランドとドイツの国境を空域で越える必要がある場合に協力することを規定している。この分野で協力条件を具体化することは、NATO加盟国の主権空域の完全性を保護する効果を高めることになる。

治 安 等

政府機関に対して爆発物を設置したとのメールが送付【5月11日】

最高監査院(NIK)や最高裁判所を始めとするワルシャワ市内約40か所において、爆発物に関連する待避が行われた。NIKは、ツイッターなどを通じて、「本日午前、NIK本部やその他の施設に爆発物を設置したなどとするメールが届いた」とした上で、関連機関に待避を行うよう命令したなどと明らかにした。また、全国裁判所評議会(KRS)にも同様のメールが送付され、これにより午前9時に開始される予定であった会議が、安全確認を行った関係で遅れて開始された。

ウツキエ県で不発弾が発見【5月12日】

ウツキエ県で道路建設事業を行っていた際、第二次世界大戦中のものと見られる不発弾が計4発発見された。現地警察は、不用意に不発弾に手を触れたり、運び出したりしないよう指摘の上、当該不発弾は

数十年間地下に埋もれていたものであるが、依然として危険であると注意喚起した。

アルカイダが西欧諸国の警察官を狙ったテロを計画しているとの報道【5月12日】

各種報道によると、5月6日、情報機関は、「国家警察本部刑事局刑事課は、同本部テロ犯罪局を通じて、西側諸国の警察官に対するテロ攻撃の脅威にかかる可能性に関する情報を欧州国境沿岸警備機関(FRONTEX)から入手した」との情報を入手したという。FRONTEXに近い情報筋によると、情報は欧州の法執行機関に対して送付され、情報はスペインの機関からもたらされたものとされる。国家警察本部報道官は、本情報について、「我々は他の欧州の警察組織と同様に、状況をよく理解している。既に本脅威にかかる適切な安全対策がとられているが、警察官の安全確保のため、詳細を明らかにすることについては差し控えたい」と述べている。

経 済

経済政策

ドゥダ大統領、年金受給要件の見直しに言及【5月6日】

6日、ドゥダ大統領は社会問題評議会を立ち上げ、同評議会の任務の一つは年金受給を年齢ではなく勤続年数に応じて開始する案の検討を行うことであると述べた。本件は同大統領の選挙公約の一つであった。現行の年金受給開始年齢は女性が60歳、男性が65歳となっているが、勤続年数に応じた受給が開始されれば、女性は35年、男性は40年の勤続年数を満たせば更に早期に年金受給を受けることが可能となる見込みである。

新たな社会経済プログラム「ニューディール」の発表時期に関する報道【5月10日】

発表が延期されている政府の新たな社会経済プログラム「ニューディール」に関し、5月15日にも発表される見込みとの報道がある。ただし、情報は未確定であり、連立与党の「連帯ポーランド」及び「合意」が本件に同意するか不透明な状況である。カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、攻撃ではなく協力の意思がある限り、対話は開かれているとコメントしている。

マクロ経済動向・統計

4月の購買担当者景気指数(PMI)【5月4日】

IHS Markitによると、4月の購買担当者景気指数(PMI)は、53.7ポイントと前月の54.3ポイントから低下した。供給及び人員の不足により受注残が増加し、サプライヤー納期も長期化した。需要サイドでは、引き続き輸出は強い伸びを示したものの、国内市場の低迷により、新規受注は微増に留まった。原材料及び半完成品の価格上昇による投入物価格及び産出物価格の上昇も生じている。

ユーロバロメーターの最新の調査によると、EUを信頼すると回答したポーランド人は50%に留まった(信頼しないと回答したのは38%、意見無しと回答したのは12%であった)。これは、EU平均の49%をかるうじて上回ったものの、ポルトガル(78%)、アイルランド(74%)、リトアニア(70%)等のEUを熱心に支持する国々の結果を大幅に下回っており、昨年の調査と比較すると6%減少した。

EUへの信頼度に関する調査結果【5月7日】

欧州委による経済見通し【5月12日】

12日、欧州委は2021年春期経済見通しを発表した。GDP成長率については、2021年は4%、2022年は5.4%と、前回発表の3.1%、5.1%からそれぞれ予測を引き上げた。また、失業率については、2021年は3.5%、2021年は3.3%に減少するとの見通しを示し、EU内で最も低い水準になると予測する。新型コロナウイルス感染症の制限措置の緩和により、経済復興が促進され、高い家計貯蓄水準や消費者マインドの高まりによる

個人消費の伸びやEU基金の効果がこの動きを後押しすると見ている。物価上昇率については、2021年は3.5%まで上昇した後、2022年には2.9%に低下すると予測する。財政赤字の対GDP比は、2021年は4.3%、2022年は2.3%、また、政府債務残高の対GDP比は、2021年は57.1%、2022年は55.1%に達するとそれぞれ予測している。

ポーランド産業動向

V4諸国高速鉄道関連動向【4月29日】

ハンガリーのイノベーション・技術省は、V4諸国を連結する高速鉄道に関して、西欧諸国の鉄道網と連結させるために、ウィーンまで延長する予定であると述べた。同高速鉄道の敷設に関しては、2018年にV4諸国の運輸担当大臣間で署名されており、時速320kmで走行し、ワルシャワ・ブダペスト間の所要時間については現在の12時間から5.5時間に短縮されることが見込まれている。同鉄道の工事は2030年代序盤に開始される予定となっている。

ポーランドの道路状況【4月30日】

ポーランドの道路状況の改善について、ポーランド道路局(GDDKiA)や地方自治体の早急な対応が必要とされている。世界経済フォーラムの2019年の報告書によると、ポーランドは道路インフラの質に関して、欧州で20位、世界で57位となっている。EUの中でポーランドよりも道路状況が悪いと判断されたのは6か国しかなかった。GDDKiAの調査によれば、2020年末時点でポーランドの道路で不備があるものが24%(8,400km)、危険な状態のものが13.4%(3,100km)となっている。特にルブスキエ県やマウオポルススキエ県等の道路の状態が悪いとされている。

労働許可等発行手続き遅延の可能性【5月6日】

ポーランドHRフォーラムは、パンデミックの特例措置終了後における外国人の労働許可証及び滞在許可証の更新期限を3か月に延長するよう政府に訴えた。パンデミックの際、既にポーランドで働いている者に対し許可期限が自動延長される特例措置がとられたが、パンデミックが収束し、従来の制度に戻った後、現在自動延長されている許可証は30日間のみ有効となる。他方、労働許可証の延長申請が必要と

なる外国人の数は少なくとも9万人と推定される一方、労働許可証の発行には1か月から4か月かかるため、申請が殺到し、遅延等が発生することが予想される。また、同フォーラムは、移民労働者がポーランド経済に大きく貢献している一方で、複雑な規制や官僚的な障壁によって、労働市場へのアクセスが制限されているため、手続きを簡素化し、極東からの移民労働者にも適用されるよう、法律の改正を訴えた。

ポーランド鉄道車両関連動向【5月5日、7日】

ポーランド国鉄は、2030年までに高速列車の車両数を倍増させる予定としている。同社は最高速度時速250kmの多目的車両を15両納入するための入札を発表する予定である。また、ポーランドの鉄道メーカーPESAとZNTK Mińsk Mazowieckiは、ポーランド国鉄に60両の近代化車両を納入した。同車両はポーランド北部のシュチェチン(Szczecin)とトルイミアスト(Trojmiasto)間で使われる予定である。本件の契約金額は2億4,800万ズロチに及び、マウヅキ国有財産副大臣は、パンデミックの状況下におけるこうした投資はポーランド経済にとって効果的であると述べた。

中国からの投資に関する外務省見解【5月10日】

プシダチ外務次官は、wnp.plのインタビューに対し、EUは政治的状況が不十分であることを理由に、EU中国包括的投資協定の批准を一時停止しているが、これはポーランドの中国ベンチャー企業には影響しないと強調した。さらに、同次官は、たとえ中国の列車が私たちを置き去りにし始めているとしても、航空セクターなど中国の技術と資金調達にアクセスする機会はまだあると述べた。

エネルギー・環境

太陽光発電関連動向【4月30日】

PGE Energia Odnawialna社はポーランド南西部オポルススキエ県の2ヘクタールの土地に太陽光発電所を建設する許可を得た。同発電所は年間1,10

0MWhの発電量を見込んでおり、500世帯分の需要をカバーできるとされている。同投資は2030年までに容量3GWの太陽光発電所を建設することを目標としている太陽光発電プログラ

ムの一環として行われている。これまでに同社は2,500ヘクタールの土地を確保しており、そこに容量1,400MWの発電所を建設することが可能であるとしている。

PKN Orlenによる水素開発関連動向【5月4日】

国営石油企業PKN Orlenは、水素ステーション建設業者の選定手続きを開始した。最初のステーションは、ポズナン及びカトヴィツェに建設される予定となっている。また、同社は今年、ヴウオツワヴェク(Wloclawek)に水素製造等を行う水素ハブを建設することとしている。同社の水素ハブはヴウオツワヴェクを含めて3か所建設される予定であり、その合計水素製造能力は1時間当たり1,000kg以上となる見込みである。

電気料金の高騰の見込み【5月10日】

CO2排出権取引価格は、EUにおける電気料金を構成する大きな要因となっているが、2020年11月以降、増加している。ポーランド政府の予測では、ポーランドは2025年まで大幅な電力価格の上昇が見られ、その後安定化すると見込まれている。一方で、2025年以降も上昇傾向が続くのではないかとの見方もある。ポーランドの電気料金の高騰の要因としてあげられているのはポーランドのエネルギーミックスの大半が石炭で占められることである。エネルギー政策「PEP2040」では、電力価格は、CO2排出権取引価格及び同取引価格の影響を受けない技術開発コストにより決定されている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日からポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。5月1日から段階的に制限措置が解除されており、商業施設やショッピング・モールが再開されたほか、野外におけるマスク着用義務が解除されました。また、5月14日からは飲食店や文化施設などの営業が条件付で再開されます。ポーランド政府は引き続き制限措置を段階的に緩和していく旨発表していますが、今後の感染症状次第で変更もあり得るとも言及していますので、引き続きご留意ください。国家警察本部がマスク着用義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

百歳以上の長寿者調査(ご協力をお願い)

百歳以上の長寿者の状況について「記者発表」を行うとともに、百歳を迎える日本人の方に対し、その長寿を祝いかつ多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、内閣総理大臣からのお祝い状及び記念品の贈呈を実施しています。海外に在留している日本国籍保持者の方もお祝い状及び記念品贈呈の対象となりますので、下記をご参照の上、該当される方、又は該当者をご存じの方は、当館領事班(上記)までご連絡いただきますようご協力をお願いします。

1 調査対象: 1922年(大正11年)3月31日以前に出生した日本国籍保持者

【注1】調査の対象は、百歳以上の在留邦人です。

【注2】今年度の長寿表彰の対象は、1921年(大正10年)4月1日から1922年(大正11年)3月31日までの間に出生した在留邦人です。

【注3】自己の志望によって外国の国籍を取得(帰化)した方は、国籍法第11条第1項により、日本国籍を喪失しており本調査・贈呈の対象とはなりません。

2 期限: 令和3年(2021年)本年5月14日(金)

3 連絡いただきたい事項(分かる範囲で結構です)

- 氏名とふりがな
- 性別
- 生年月日
- 年齢
- 本籍地
- 連絡先の氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

【休止】 展覧会「Paradise 101」【2月2日～5月16日】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha (Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków)

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

【休止】 展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びブロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislav-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

【予定】 朝市「日本の週末」【8月1日(土)～2日(日)】

ワルシャワにて、朝市ポーランド主催による『朝市「日本の週末」』が開催されます。音楽演奏や日本料理に関する講演会が予定されています。入場は無料です。

主催: 朝市ポーランド

場所: ワルシャワ市

5月15日(土)9～16時、ジョリボシ区

5月16日(日)10～16時、モコトフ区

詳細: <https://fb.me/e/2osaHHBOg>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)